

障害者（児）施設の防犯対策を強化 ～防犯カメラや緊急通報装置を設置します～

西東京市では、市民一人ひとりのこころやからだの健康に加え、生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、「健康」応援都市の実現を目指しています。

障害をお持ちの方々が通う施設や入所される施設において、防犯設備の充実を図ることにより、より安全安心な生活環境の向上につながるものと捉え、防犯対策の拡充を図ってまいります。

※ 平成 29 年度東京都障害者施策推進区市町村包括補助の新規メニュー活用事業

1 事業目的

障害者福祉サービス事業所等に対し、防犯設備の設置に係る費用の一部を補助し、施設利用者等の安全確保を図ります。

2 事業の概要

●補助対象事業所

法人等が障害者総合支援法に基づき運営する、市内の生活介護等の障害福祉サービス事業所及び法人が児童福祉法に基づき運営する市内の児童発達支援センター等

※入所施設については、東京都の直接補助

●補助基準額

防犯設備等の整備に係る工事費用のうち事業所負担を 4分の1 とする。

(東京都の直接補助と同等)

●対象となる経費

事業所の防犯対策を強化する工事

- ① 門、フェンス等の外溝等の設置・修繕(例：外構、窓のサッシを二重にする改修、玄関扉の改修、フェンスの追加、フェンスから堀への変更、防犯フィルム貼付(他の設置工事と一体的に行った場合のみ対象))
- ② 非常通報装置等の設置(例：110 番直結非常通報装置、防犯カメラ、カメラ付きインターホン、人感センサー、センサーライト・防犯灯)

3 実施内容（平成 29 年度）

(1) 対象施設：5 施設 ※事前の意向調査に基づく

(2) 防犯対策：防犯カメラ	9 台
110 番直結通報装置	1 台
カメラ付きインターホン（録画機能付き）	7 台

(3) 実施時期：平成 29 年 10 月 1 日から順次設置

【問い合わせ先】 障害福祉課（TEL：042-438-4033）

資料のポイント

- 各施設における防犯対策においては、これまでも取り組んでいただいている。
- 昨年発生した事件の後、本市においても田無警察署の協力を得て防犯訓練を実施し、多くの事業所のみなさまにご参加いただき、今年度においてもすでに第 2 回目の訓練を実施するなどし、日頃から「自分たちの身を守る」という意識の啓発とともに、危機管理意識の醸成に努めている。
- 今回防犯設備の設置に係る費用の一部を補助し、抑止力にもなる防犯設備の充実を図ることで、さらなる防犯対策の拡充につなげていく。